

# 業 者 登 録

## 4 登録

### (1) 登録申請

#### ① 提出書類

ア 砂利採取業者登録申請書（様式第1）

イ 誓約書（申請者に関するもの）（様式第1-2）

ウ 誓約書（役員に関するもの、法人の場合）（様式第1-3）

\*業務をおこなう役員の氏名は、業務の監査に当たる者を除く全ての役員について記載すること。

エ 誓約書（業務主任者に関するもの）（様式第1-4）

オ 業務主任者試験合格証もしくは認定証の写し

カ 業務主任者証明書（様式第1-5）

キ 業務主任者の住民票

ク 申請者が法人の場合は、その定款および登記事項証明書

ケ 申請者が個人の場合は、申請者の住民票

コ 申請者が法人の場合は、業務をおこなう役員の生年月日を証明する書類

\*業務の監査に当たる者を除く全ての役員について生年月日を証明する書類を提出すること。

サ 手数料

奈良県手数料条例（第2条第1項）で定める金額の奈良県収入証紙を貼付すること。

\*登記事項証明書、住民票は原則として申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。

\*様式に「ふりがな欄」がある箇所については、必ず記載すること。

#### ② 提出先

奈良県 水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課

#### ③ 提出部数

正1部、副1部の計2部

#### ④ 登録されれば、登録した旨を申請者に文書で通知する。

# 砂利採取業者登録申請書

奈良県収入証紙  
はりつけ欄

(消印を押してはならない。)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

年 月 日

奈良県知事 殿

〒  
住 所

(ふりがな)  
氏名又は名称及び  
法人にあつては、  
その代表者の氏名  
(ふりがな)

砂利採取法第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 事務所の名称及びその所在地
- 2 その事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名  
(ふりがな)
- 3 法人にあつては、その業務を行なう役員  
(ふりがな)の氏名

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は、記載しないこと。

# 誓約書 (申請者)

私は、砂利採取法第6条に規定されている、下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

奈良県知事 殿

〒

住 所

申請者氏名

## 記

- ① 砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 砂利採取法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ③ 砂利採取業者であって法人であるものが、砂利採取法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行なう役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等がその事業活動を支配する者

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 誓約書

(業務をおこなう役員)

私は、砂利採取法第6条に規定されている、下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

奈良県知事 殿

役員氏名	性別	住 所

## 記

- ① 砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 砂利採取法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ③ 砂利採取業者であって法人であるものが、砂利採取法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行なう役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

# 誓約書 (業務主任者)

私は、砂利採取法第6条に規定されている、下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

奈良県知事 殿

〒

住 所

業務主任者氏名

## 記

- ① 砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 砂利採取法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ③ 砂利採取業者であって法人であるものが、砂利採取法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行なう役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



